

## 「指定校以外の学校に就学できる基準」の「小中学校の継続」の見直しについて

多摩市では、お住まいの地域の学校（「指定校」といいます）に就学することを基本とし、一定の条件に該当する場合のみ、就学校の変更を希望できる「条件付学校希望制」を採っています。

このたび「指定校以外の学校に就学できる基準」について見直しを行い、令和元年10月15日の教育委員会で規則の一部改正が決定されました。

### 1 見直しの内容

「指定校以外の学校に就学できる基準」のうち、「3小中学校の継続」について、次の通り対象者を見直しました

改正前	「1 心身的理由」で在籍校に就学し、翌年度から中学校に就学すべき者 (経過措置) ※1 平成26年度の修了式より前に転居し、転居前の在籍校に卒業まで在籍する場合は、当該小学校の属する中学校への就学を希望できるものとする。 ※2 平成27年3月31日以前に指定校以外の小学校に就学し、在学中の途中転居をしないで卒業まで在籍している児童については、当該小学校の属する中学校への就学を希望できるものとする。
改正後	指定校以外の学校に就学できる基準に基づき指定校以外の小学校を卒業する者及び指定校の小学校卒業後指定校の学区以外に転居する者

### 2 属する通学区域の中学校について

属する通学区域の中学校とは、当該小学校区が学区となる中学校のことです。ただし、東寺方小学校及び愛和小学校については、住所によって中学校区が異なるため、この2校を卒業する対象者については、個別の状況に応じて教育委員会で属する中学校を判断します。

### 3 適用対象

令和2年度新入学者より

【問合せ】

多摩市教育委員会

学校支援課 TEL 338-6876